

利根沼田地域観光ガイドブック制作業務 企画提案要領

1 業務の名称

利根沼田地域観光ガイドブック制作業務

2 業務の目的及び内容

利根沼田地域観光ガイドブック制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 見積限度額

2, 537, 700円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

4 優先交渉事業者選定数

1者

※業務を効果的に推進するために、県へ報告の上、業務の一部再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 応募資格

この企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

※提出のあった参加申込書及び添付書類に基づき、参加資格審査を行います。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - オ 群馬県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - カ 群馬県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

- キ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (5) 群馬県内の地域事情に詳しく、常に連絡がとれ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (6) 参加申込時に、参加資格に対して疑義がある場合には追加資料の提出を求める場合がある。

7 公募・選定に関するスケジュール

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年7月27日（月） |
| (2) 参加申込期限 | 令和8年8月6日（木）正午【必着】 |
| (3) 質問受付期間 | 令和8年8月6日（木）正午から8月17日（月）正午 |
| (4) 質問回答（参加者全員に対し） | 令和8年8月19日（水）（予定） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | <u>令和8年8月25日（火）正午【必着】</u> |
| (6) 書類審査 | 令和8年8月26日（水）～27日（木） |
| (7) 審査会への参加通知 | 令和8年8月28日（金） |
| (8) 提案者プレゼンテーション
及び審査会 | 令和8年9月1日（火）（予定） |
| (9) 優先交渉者の決定及び通知 | 令和8年9月2日（水）（予定） |
| (10) 契約締結、業務開始 | 令和8年9月3日（水）（予定） |

8 企画提案の募集にあたって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- ・利根沼田地域観光ガイドブック制作業務企画提案要領（※本資料）
- ・利根沼田地域観光ガイドブック制作業務仕様書（※別紙を含む）
- ・参加申込書（様式1）
- ・質問票（様式2）
- ・企画提案書表紙（様式3）
- ・業務実施体制表（様式4）
- ・誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）
- ・課税（免税）事業者届出書（様式6）

9 参加申込

- (1) 提出様式：参加申込書（様式1）による

(2) 受付期限：令和8年8月6日（木）正午【必着】

(3) 提出先：「14 問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法：電子メールによる

※件名を「【参加申込】利根沼田地域観光ガイドブック」とすること。

10 質問受付

(1) 受付期間：令和8年8月6日（木）正午から8月17日（月）正午まで

(2) 質問様式：質問様式（様式2）による

(3) 質問方法：電子メールによる

※件名を「【質問】利根沼田地域観光ガイドブック」とすること

(4) 提出先：「14 問い合わせ先」に同じ

(5) その他：全参加事業者に対し、令和8年8月19日（水）正午までに寄せられた質問とその回答を取りまとめのうえ、電子メールで送付する。

11 応募の手続き等

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 企画提案書本体（任意様式）

ウ 業務実施体制表（様式4）

エ 費用見積書（任意様式）

※宛名は「群馬県利根沼田行政県税事務所長」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。押印は省略可能

オ 誓約書（様式5）

カ 課税（免税）事業者届出書（様式6）

キ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(2) 企画提案書の作成、提出方法等

仕様書「5 業務の内容」及び以下の内容に基づき、仕様書「2 委託業務の目的」を達成するための提案内容を記載すること。

ア 作成方法

・企画提案書（任意）により作成する。

・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。

※印刷見本および図表等は必要に応じてB5版またはA3判の折り込みも可とする。

・企画提案書には、少なくとも次の事項を記載すること。

①業務実施方針

②誌面構成案

- ③デザインコンセプト
- ④業務スケジュール
- ⑤過去３年間の類似業務実績

イ 提出方法

電子メールとする。

※件名を「【応募】利根沼田地域観光ガイドブック」とすること。

※データのサイズが５MBを超える場合は、提出方法について予め県に相談すること。

ウ その他

- ・その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等あれば自由に記載すること。

(３) 提出期限

令和８年８月２５日（火）正午【必着】

(４) 提出先

「１４ 問い合わせ先」に同じ

(５) 提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しない。

イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。

ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(６) その他注意事項

ア 提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。

イ 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

ウ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ 本件プロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

オ 応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。

１２ 審査

(１) 書類審査

提案が多数の場合は、審査会に先立ち書面による事前審査を行うこととする。これにより、審査会の対象となった者には、令和８年８月２８日（金）までに審査会への参加を書面により通知する。

(２) 提案者プレゼンテーション及び審査会

令和８年９月１日（火）に提案者プレゼンテーション及び「利根沼田地域観光ガイドブック制作業務委託事業者選定審査委員会」による審査会を開催し、最も高い点数を獲得した者を優先交渉者として決定する。

ア 審査スケジュール（予定）

書類審査：令和8年8月26日（水）～27日（木）

審査会への参加通知：令和8年8月28日（金）

提案者プレゼンテーション及び審査会：令和8年9月1日（火）

優先交渉者の決定及び通知：令和8年9月2日（水）

イ 審査項目

（ア）趣旨・目的の理解に関すること

- ・本業務の趣旨及び目的を十分に理解した提案となっているか。
- ・仕様書に示した内容と提案内容との整合性が図られているか。
- ・利根沼田地域の観光資源や地域特性を踏まえた提案となっているか。

（イ）企画・編集内容に関すること

- ・利根沼田地域での過ごし方や旅の魅力を具体的にイメージできる内容となっているか。
- ・自然、温泉、食、歴史・文化等の観光資源を効果的に発信する工夫がみられるか。
- ・市町村を越えた広域周遊及び滞在促進につながる内容となっているか。
- ・旅行者に訴求する誌面構成及びデザインとなっているか。
- ・魅力的及び創意工夫のある企画提案がなされているか。

（ウ）積算に関すること

- ・費用積算は提案の内容と比べ妥当な金額か。
- ・各経費の内訳が明瞭かつ具体的であるか。

（エ）実施体制等に関すること

- ・業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制となっているか。
- ・業務スケジュールは適切か。
- ・本業務を遂行するために必要な実績や専門性を有しているか。

ウ 審査会への参加通知

審査会による審査の対象となった者に対してのみ、令和8年8月28日（金）までに、審査会の日程及び場所等の詳細を記した通知書を送付する。

エ 提案者プレゼンテーション及び審査会

令和8年9月1日（火）に提案者プレゼンテーション及び審査会を実施する。プレゼンテーションは群馬県利根沼田振興局庁舎会議室において対面形式で実施するものとし、1者あたりの説明時間は15分、審査委員からの質疑時間は10分程度を想定している。なお、1事業者あたりの出席者は4名以内とする。

オ 結果通知・打合せに関する詳細連絡

審査結果は、令和8年9月2日（月）以降、有効な企画提案書等の提出者に対して個別に通知するほか、優先交渉者を県ホームページ上で公表する。

（3）失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合

- イ 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合
- ウ その他、この要領に違反した場合

1 3 契約

- (1) 「1 2 審査」の審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の優先交渉者とする。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。
- (2) 仕様書及びプロポーザルの提案内容は、優先交渉者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約する。なお、(1) の者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 委託により制作された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属するものとする。
- (4) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- (5) 契約保証金については、令和 8 年 4 月 1 日時点において、群馬県財務規則第 199 条第 1 項各号に該当する場合は免除する。それ以外の場合は、同規則第 198 条の規定に基づき、契約予定総額（単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの）の 100 分の 10 以上を納めること。
- (6) 委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

1 4 問い合わせ先

群馬県利根沼田振興局 利根沼田行政県税事務所 企画振興係
〒378-0031 群馬県沼田市薄根町4412
(電 話) 0278-22-4338
(E-mail) tonegyou@pref.gunma.lg.jp